



日本スポーツ少年団各種事業等における 新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針

<用語の定義>

「主催者」:当該事業主催団体(日本スポーツ少年団、開催県スポーツ少年団ほか)

「参加者」:団員、指導者、受講者、保護者ほか

「運営者」:役員、審判員、通訳、講師、運営スタッフほか

はじめに

2020年初頭から国内において感染が拡大した新型コロナウイルスの影響により、多くのスポーツ少年団事業や活動の制限を余儀なくされており、その再開にあたっては、感染状況等を踏まえた対応が求められています。

本方針は、公益財団法人日本スポーツ協会(以下「JSPO」という。)が公益財団法人日本パラスポーツ協会と連携し、スポーツ庁からの助言を得て作成した「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」等に準じて、日本スポーツ少年団各種事業を実施するにあたってとりまとめたものです。

当該事業の開催都道府県スポーツ少年団におかれましては、当該事業を実施するにあたり、本方針を参考として、準備・対応いただきますようお願いいたします。

また、参加者、運営者に対しては、子どもたちの活動機会の確保、当該事業の安全な運営を担う一員として、定められた感染防止対策を遵守するとともに、体調管理に最大限の注意を払っていただくよう周知のほどお願いいたします。

なお、都道府県・市区町村・単位スポーツ少年団が、本方針を参考に事業等を実施する場合は、当該地方自治体の方針に従うことを大前提としたうえで、各々の状況等を踏まえた対応をお願いいたします。

1. 基本的な感染防止対策

(1) 「3密※」の回避 ※密閉空間、密集場所、密接場面

(2) 人と人との距離をとる(Social distancing:社会的距離)

- 競技会場等では、参加者が必要以上に混合しないよう、適宜ゾーニングを行うこと。

(3) 飛沫感染・接触感染の防止

- 大声を出しての会話・応援、鳴り物を使った応援、握手・ハイタッチ、円陣・声だしなどは控えること。
- タオル、コップ、ペットボトル、道具等の共有は控え、可能な限り個々人で準備・使用すること。
- 人と人が対面する場所はアクリル板、透明ビニールカーテン、フェイスシールド、手袋等による遮蔽、対応を適宜行うこと。また、出展ブース等における金銭等のやり取りは可能な限りトレーを介して行うこと。

(4) マスクの着用

- スポーツ活動以外の場面(移動時や着替え等)、他者との身体的距離(目安:2m以上)を確保できない場面、会話を行う場合等においてはマスクの着用を推奨すること。なお、就学前の子どもについてはマスク着用を一律には推奨しない。
- 運動・スポーツ活動時のマスクの着用については、各競技団体等が定めるガイドライン等を踏まえて対応すること。なお、夏場においては、特に屋外では熱中症予防の観点からマスクを外すことを推奨する。(マスクを着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に悪影響を及ぼす可能性があることや、熱放散が妨げられることで熱中症のリスクが高くなることを周知すること。息苦しきを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩を取る等、無理をしないことについても周知すること)

- (5) 消毒、換気の励行
- 当該事業期間中は、石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒を励行すること。
 - 当該事業期間中は、人と人が対面する場所の換気を徹底すること。
 - 特に、不特定多数の参加者が利用する場所・触れる箇所はこまめに消毒、換気を行うこと。
- (6) 参加者および運営者の体調管理
- 体温 37.5℃以上または発熱症状の自覚、強いだるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)、咳、喉の痛み、鼻水、頭痛などの症状、味覚や嗅覚の異常など、新型コロナウイルス感染が疑われる場合または濃厚接触者の疑い等がある場合は、参加を見送るあるいは主催者に速やかに報告すること。
 - 体調管理にあたっては、厚生労働省の接触確認アプリ「COCOA」や体温・体調記録アプリ等を活用することが望ましい。

2. 実施前

- (1) 感染防止対策遵守の徹底
- 参加者および運営者に対して、子どもたちの活動機会の確保、当該事業の安全な運営を担う一員として、定められた感染防止対策の遵守を周知・徹底すること。
 - 主催者は、参加者および運営者の安全を確保する観点から、所定の感染防止対策を遵守できない参加者、新型コロナウイルス感染が疑われる参加者、当該参加者が所属するチームの参加資格の取り消し等を行う場合がある。
- (2) 体調管理
- 参加者(特に大会出場チームの指導者、保護者)および運営者に対して、自身および周りの団員等の一定期間の健康状態をこまめに確認・把握し、感染者・クラスターの発生防止に努めるよう周知すること。
- (3) 移動
- 参加者及び運営者に対して、公共交通機関等を利用して移動する際は、マスクの着用、石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールによる消毒などの基本的な感染予防に取り組むよう周知すること。

3. 実施期間中

- (1) 感染防止対策遵守の徹底
- 上記「2. 実施前」(1)の通り
- (2) 宿泊
- 参加者の配宿予定宿泊施設に対し、宿泊施設説明会等の機会を通じ、最新の「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン(全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟)」の遵守を依頼すること。
- (3) 食事
- 参加者および運営者に対して、飲食時は明示した場所で黙食し、飲食後は速やかにマスクの着用等を周知、徹底すること。また、ゴミは原則持ち帰るよう指示すること。
- (4) 移動
- バス事業者に対し、最新の「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(日本バス協会)及び「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」(貸切バス旅行連絡会)に沿った感染予防対策(バス車内における手指消毒剤の装備、運行中の車内換気、作業終了後の車内消毒等)の確実な実践の遵守を依頼すること。
- (5) 大会・講習会等
- 開会式(開始式)・表彰式等を実施する場合は、基本的な感染防止対策を遵守すること。また、必要に応じて、参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮、来場者(観客)の制限等の措置について検討し、対策を講ずること。

4. 実施後

(1) 体調管理

- 参加者(特に大会出場チームの指導者、保護者)および運営者に対し、事業終了後も引き続き自身および周りの団員等の健康状態をこまめに確認・把握し、感染者・クラスターの発生防止(帰省後の児童生徒、学校関係者等への2次感染防止、小・中・義務教育学校等における教育活動の継続貢献)に努めるよう周知すること。
- 当該事業参加者・運営者に対して、当該事業終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合、濃厚接触者の有無等について主催者へ速やかに報告するよう周知すること。

(2) 移動

- 上記「2. 実施前」(4)の通り

5. 新型コロナウイルス感染が疑われる体調不良者あるいは陽性者が発生した場合

(1) 当該者が参加者の場合

- 当該事業への当該者の参加は認めない。なお、原則として、当該者が所属するチームの当該事業への参加を認めない。併せて、当該事業の中断または中止について協議を行う。
- 感染拡大防止のため当該者を隔離する。また、主催者は速やかに情報を共有するとともに、あらかじめ調整していた医療機関等へ連絡する。あわせて、自治体の衛生部局等や保健所等の関係機関に連絡し、指示に従う。
- 当該者の行動歴の確認において、他の参加者、運営者等に濃厚接触の疑いがある、あるいは競技会場・宿泊施設の往来が確認された場合は、保健所の調査等を受け、主催者は協議のうえ対応を決定し、結果を当該者等へ報告する。
- なお、協議の結果、当該事業の再開が可能と判断した場合は再開できるものとし、協議結果を当該者等へ報告する。

(2) 当該者が運営者の場合

- 当該事業への当該者の参加は認めない。併せて、当該事業の中断または中止について協議を行う。ただし、当該者の従事業務等に鑑み、当該事業の実施に支障をきたさないことが明らかな場合はこの限りではない。
- 当該者の行動歴の確認において、他の参加者、運営者等に濃厚接触の疑いがある、あるいは競技会場・宿泊施設の往来が確認された場合は、保健所の調査等を受け、主催者は協議のうえ対応を決定し、結果を当該者等へ報告する。

6. その他

- (1) 当該事業の実施有無は、主催者が参加者・運営者等の安全確保を最優先に、総合的に勘案のうえ決定する。

<特に考慮する事項>

- 当該事業開催県等における緊急事態宣言、まん延防止等重点措置区域の発令有無
- 当該事業開催県等における新型コロナウイルス感染状況(新規感染者数ほか)
- 当該事業の新型コロナウイルス感染対策状況(医療体制ほか)
- 当該事業運営者、会場等の確保・準備状況
- 当該事業参加者(チーム)の選考・参加状況

- (2) 本方針は、都道府県・市区町村・単位スポーツ少年団が実施する事業等において拘束力を持つものではない。

- (3) 競技固有の特性により必要となる対策については、各中央競技団体等が定めるガイドラインを参照すること。

- (4) 本方針の作成にあたり準拠した「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」(令和3年11月5日付)は、当該時点で得られている知見等に基づいて作成されたものであり、今後の知見の集積及び各地域の感染状況を踏まえて、逐次見直すことがある。これに伴い、本方針についても内容を見直す可能性がある。

- (5) 新型コロナウイルス感染症を理由とした差別や偏見、誹謗中傷等は決して許されるものではない。各種事業に関係する者全てが、正しい知識・情報に基づくサポート、感染拡大防止に向けた体調管理・衛生管理、個人情報保護の徹底に協力する必要がある。
- (6) 本方針は、日本スポーツ少年団においてその内容を定めるものとする。
また、本方針に基づく対応の詳細については、当該事業主催団体において協議の上、決定する。

<参考>

熱中症×コロナ感染防止リーフレット(厚生労働省ホームページ 令和4年6月21日)

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pamph.html#pamph03

夏季における児童生徒のマスクの着用について[文部科学省ホームページ 令和4年6月10日]

https://www.mext.go.jp/content/20220610-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

[令和3年11月19日(令和4年5月23日変更)・新型コロナウイルス感染症対策本部決定]

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryuu/kihon_r_040523.pdf

「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」(令和3年11月5日更新版・JSPO)

「中央競技団体作成ガイドライン」、「関係スポーツ団体作成ガイドライン」

<https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid1278.html>

新型コロナウイルス感染症について(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見の防止に向けて

(文部科学省ホームページ 令和3年8月25日更新)

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00122.html